

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争に付す。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和7年度予算が成立し、本工事に係る予算示達がなされることを条件とする。

令和7年2月26日

支出負担行為担当官代理

北関東防衛局次長 小森 達也

1 工事概要

(1) 工事名 令和7年度大和田通信所管理工事

(2) 工事内容（除草等）

初回実施分 168,237 m²

8月実施分 168,237 m²

10月実施分 168,237 m²

巡視・清掃 7回

(3) 工事場所 東京都清瀬市及び埼玉県新座市

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

(5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

(6) その他

ア 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。

ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙入札方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えるものとする。申請の方法は、入札説明書による。

イ 本工事は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に申出のうえ紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「造園工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき

更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「造園工事」に係る総合審査数値(資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数)が870点未満であること。

(5) 平成22年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、造園工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績が認められる出資比率については、入札説明書による。)

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

(6) (5)の施工実績が防衛省の発注した工事以外の施工実績を有する者については、工程表を提出するものとし、その工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者(個別の工事に応じて工種別に明示すること。)

(7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成22年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、造園工事を施工した経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

ウ 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び実績等の有無を確認できる資料(以下、「技術資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(9) 北関東防衛局が発注した「造園工事」のうち、令和5年度及び令和6年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若し

くは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加を希望する者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (12) 北関東防衛局の管轄区域（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県）内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

北関東防衛局総務部契約課

TEL 048-600-1800（内線2442又は2449）

FAX 048-600-1842

メールアドレス shinseibutu-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間等

ア 交付期間

令和7年2月26日から令和7年4月23日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp/>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (1.4形式)

図面類 : PDF (1.5形式)

数量表等 : Excel (2016形式)

提出様式類 : Excel (2016形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」(会社名等を記載済みのもの)を持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出(電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に(1)の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。)するとともに、データを保存するために必要なCD-R(未使用に限る。)2枚及び着払いのラベル(宅配業者の場合)又は切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページ

https://www.mod.go.jp/j/budget/seido/oshirase/pdf/koji_004.pdf

より入手可能である。

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年3月13日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料(以下「申請書等」という。)の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 令和7年4月22日 17時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送等により提出する。電子メールによる提出は認めない。提出方法の詳細は入札説明書のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年4月24日 13時30分

イ 場所 北関東防衛局 8階入札室

ただし、入札者が立ち会わないときは総務部契約課事務室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店(埼玉りそな銀行さいたま新都心支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 北関東防衛局)

又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北関東防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 1（予決令第 86 条の調査を受けた者との契約については請負代金額の 10 分の 3）以上とする。

(4) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定の主任技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定の主任技術者の違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。

(11) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記 2 (2) から (4) までに掲げる事項を満たしていない者も上記 3 (3) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記 2 (2) から (4) までに掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は、入札説明書による。